

## 議案第6号

大網白里市保育所条例の一部を改正する条例の制定について  
大網白里市保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年8月31日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

### 大網白里市保育所条例の一部を改正する条例 (大網白里市保育所条例の一部改正)

第1条 大網白里市保育所条例（昭和29年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「(設置)」を付する。

第2条に見出しとして「(名称、位置及び保育定員)」を付する。

第3条に見出しとして「(入所の資格)」を付する。

第4条に見出しとして「(職員)」を付する。

第5条に見出しとして「(入所の手続)」を付する。

第6条に見出しとして「(保育料)」を付する。

第7条に見出しとして「(保育料の減免)」を付する。

第8条に見出しとして「(利用の停止等)」を付する。

第9条に見出しとして「(保育時間及び休日)」を付する。

第10条に見出しとして「(委任)」を付する。

第2条 大網白里市保育所条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大網白里市立保育所及び小規模保育事業所の設置及び管理に関する  
条例

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定により、大網白里市立保育所（以下「保育所」という。）を設置する。

2 市は、児童福祉法第34条の15第1項の規定により、同法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行うため、大網白里市立小規模保育

事業所（以下「小規模保育事業所」という。）を設置する。

第２条中「保育所」を「保育所及び小規模保育事業所（以下「保育所等」という。）」に改め、同条の表を次のように改める。

| 名称           | 位置            | 保育定員 |
|--------------|---------------|------|
| 市立白里保育所      | 大網白里市南今泉６３７番地 | ９０人  |
| 市立増穂保育所      | 大網白里市上貝塚３３７番地 | ９３人  |
| 市立増穂小規模保育事業所 | 大網白里市上貝塚３４７番地 | １９人  |

第３条に次の１項を加える。

- ２ 小規模保育事業所に入所できる児童は、保育を必要とする乳児又は幼児であつて、小規模保育事業所に入所しようとする日の属する年度の４月１日において、満３歳未満の者とする。

第４条第１項を次のように改める。

保育所等に、保育士、嘱託医及び調理員その他必要な職員を置く。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

第５条中「保育所」を「保育所等」に改める。

第６条第１項中「保育所」を「保育所等」に改め、同条第２項中「第２７条第３項第１号」の次に「及び第２９条第３項第１号」を加え、同条に次の１項を加える。

- ４ 第２項の規定にかかわらず、特別利用地域型保育（法第３０条第１項第２号に規定する特別利用地域型保育をいう。以下同じ。）を受けた児童に係る保育料の額は、同条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）とする。

第９条第１項中「保育所」を「保育所等」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成３１年４月１日から施行する。